

議案第15号

入間市児童福祉審議会条例等の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和5年2月16日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市児童福祉審議会条例等の一部を改正する条例

(入間市児童福祉審議会条例の一部改正)

第1条 入間市児童福祉審議会条例（平成11年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項」を「同条」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第11条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第21条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第38条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第39条第2項及び第41条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第53条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第54条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附則第4条第1項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(入間市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第3条 入間市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(入間市児童発達支援センター条例の一部改正)

第4条 入間市児童発達支援センター条例（令和元年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2 児童発達支援・保育所等訪問支援の項及び障害児相談支援の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表計画相談支援の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。